

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段

はとバス旅行券・はとバスギフト券払戻しのお知らせ

2018年3月31日をもって取扱いを終了した
「はとバス旅行券」ならびに「はとバスギフト券」について、
資金決済に関する法律第 20 条第 1 項の規定に基づき、
未使用残高の払戻しを実施致しますので、
払戻し期間内にお申し出くださいますよう、お願い申し上げます。

1. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

- はとバス旅行券
(10,000 円券)
- はとバスギフト券
(10,000 円券、5,000 円券、3,000 円券、1,000 円券)



2. 払戻し期間

2018年4月1日(日) ~ 2019年6月30日(日)

※上記払戻し期間内にお申し出いただけなかった場合、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意ください。

3. 払戻し方法

払戻し期間内に下記はとバス営業所に「はとバス旅行券」または「はとバスギフト券」をご持参ください。確認の上、現金で払戻しを致します。

※高額の場合、即時対応できない場合がございます。50,000 円を超える払戻しは、予め下記お問合せ先までご連絡ください。

※各営業所の営業時間は、はとバスホームページまたはパンフレットをご確認ください。

- 東京営業所 ●新宿営業所 ●浜松町総合センター
- 池袋営業所 ●都庁内案内所 ●銀座キャピタルホテル

4. お問い合わせ先

お客さまサービス課 TEL : 0120-810-203

※土日祝、年末年始及び 8/14 を除く 9 : 00 より 17 : 30 まで承ります。

※メールでのお問い合わせは、ホームページ「各種お問い合わせ」をご参照ください。

東京都大田区平和島 5 丁目 4 番 1 号

 **株式会社はとバス**

2018年4月1日